

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて

地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項の規定に基づき、県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

(単位:円)

事業名	既決負担額	今回増減額	負担額計
補助林道事業	4,500,000	▲ 624,000	3,876,000
琵琶湖環境部小計	4,500,000	▲ 624,000	3,876,000
県営農道整備事業	8,445,000	869,000	9,314,000
県営みずすまし事業	7,370,000	6,050,000	13,420,000
県営農村振興総合整備事業	10,700,000	▲ 3,583,000	7,117,000
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	13,669,000	▲ 11,488,000	2,181,000
農政水産部小計	40,184,000	▲ 8,152,000	32,032,000
単独道路改築事業	213,912,750	▲ 1,592,565	212,320,185
補助急傾斜地崩壊対策事業	38,000,000	4,306,251	42,306,251
補助急傾斜地総合流域防災事業	25,000,000	4,650,899	29,650,899
補助都市計画街路事業	410,955,300	▲ 20,347,650	390,607,650
単独都市計画街路事業	21,150,000	138,300	21,288,300
土木交通部小計	709,018,050	▲ 12,844,765	696,173,285
合計	753,702,050	▲ 21,620,765	732,081,285

県が行う建設事業の市町負担率等

事業名	関係市町村	負担すべき金額	事業内容	負担割合(%)			備考
				国	県	地元	
補助林道事業	長浜市 米原市	1,446,000 2,430,000	適正な森林施策の推進と、森林の有する公益的機能を高度に発揮するため、国基準に合致した林道を整備	50	45	5	過疎地域は地元負担なし
県営農道整備事業	彦根市 他	9,314,000	既設農道の耐震化整備事業 既設農道の保全対策事業	55 50 55	37 32 32	8 18 13	大規模 小規模 中山間
県営みずすまし事業	東近江市	13,420,000	水質保全施設、水辺環境の整備事業	50	25	25	
県営農村振興総合整備事業	長浜市 他	7,117,000	ほ場整備といった生産基盤でない集落環境整備事業(集落道路等)	50 50	25 20	25 30	H14以前採択分 H15以降採択分
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	長浜市	2,181,000	農業水利施設への小水力等発電施設設置のための実施設計、施設整備事業	50	25	25	地元負担のうち、市町負担率12.5
単独道路改築事業	大津市 他	212,320,185	国庫補助事業に該当しない道路改築、景観整備、局部改築		80	20	景観整備以外(財政力指数に応じた軽減措置あり) 財政力指数(3か年平均) 軽減率 軽減後市町負担 ~0.2未満 55.0% 9.0% 0.2以上~0.3未満 47.5% 10.5% 0.3以上~0.4未満 40.0% 12.0% 0.4以上~0.8未満 25.0% 15.0%
					75	25	景観整備(財政力指数に応じた軽減措置あり) 財政力指数(3か年平均) 軽減率 軽減後市町負担 ~0.2未満 52.0% 12.0% 0.2以上~0.3未満 44.0% 14.0% 0.3以上~0.4未満 36.0% 16.0% 0.4以上~0.8未満 20.0% 20.0%
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市 他	42,306,251	擁壁工、法枠工等(30m以上の斜面の高さ)	47.5	47.5	5	公共関連施設(道路、河川、学校等)
				45	45	10	公共関連施設以外
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市 他	29,650,899	擁壁工、法枠工等(10~30m未満の斜面の高さ)	45	45	10	公共関連施設(道路、河川、学校等)
				40	50	10	公共関連施設以外
補助都市計画街路事業	大津市 他	390,607,650	改築	55	22.5	22.5	
単独都市計画街路事業	彦根市 他	21,288,300	改築		70	30	